

幹部会議議事概要

【幹部会議】

- 1 日 時：令和6年4月8日（月）9時30分～10時3分
- 2 場 所：知事室
- 3 出席者：9名
玉城知事、照屋副知事、池田副知事、島袋政策調整監、
知事公室長、総務部長、企画部長、保健医療介護部長、商工労働部長
- 4 内 容：
 - (1) 三役等日程について
(今週の主な日程)
 - 9日 着任挨拶 陸上自衛隊15旅団長（玉城知事、池田副知事）
 - 〃 表敬 駐日フィジー大使 フィリモネ・ワガバザ氏（玉城知事）
 - 〃 美ら島沖縄大使の認証状交付式（玉城知事）
 - 〃 「STORYLINE 瀬長島」開業祝賀会 及び東急グループ沖縄事業展開60周年記念祝賀会（玉城知事）
 - 〃 12th 沖縄大交易会2024 総会（照屋副知事）
 - 〃 消防学校第56期初任教育入校式（池田副知事）
 - 〃 第15回 Thanks 神戸・おきなわドウシグワアの会（池田副知事）
 - 10日 全国知事会地方分権推進特別委員会（玉城知事）
 - 11日 令和6年度新規採用職員前期研修 知事講話（玉城知事）
 - 〃 ヤマトグループ貨物専用機の就航式（玉城知事）
 - 12日 定例記者会見（玉城知事）
 - 〃 県立農業大学校視察（玉城知事）
 - 〃 表敬 JICA 海外協力隊派遣団（池田副知事）
 - 13日 いけばなインターナショナル沖縄支部チャリティー花展オープニングセレモニー（玉城知事）
 - 〃 ライオンズクラブ国際協会337-D地区（鹿児島・沖縄）第70回年次大会（池田副知事）
 - (2) 報告事項
 - ア 交通法規の遵守及び職員の厳正な服務規律の確保について（総務部）
 - イ 小林製薬「紅麹関連製品」の回収命令対応について（保健医療介護部）
 - (3) その他
県政情報に係る発表事項等について（知事公室）

5 知事等発言

飲酒運転の防止に係る周知を徹底し、飲酒量に対して、アルコールが抜けるまで何時間かかるのかを具体的に示すこと。（知事）

以 上

報告事項等

所管部局：総務部

件名	交通法規の遵守及び職員の厳正な服務規律の確保について
内容	<p>記入例)</p> <p>【経緯・現状】</p> <p>総務部職員が、令和6年4月3日(水)午前6時頃に酒気帯び運転で検挙されたことを受け、同日の夕方に「交通法規の遵守及び職員の厳正な服務規律の確保について(通知)」の発出を行った。</p> <p>【課題】</p> <p>職員の交通法規の遵守及び服務規律の確保については、かねてから注意を喚起しているところであるが、酒席の場が増える年度始めの時期において一層の配慮が必要である。</p> <p>【県の対応等】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 酒気帯び事案が発生した当日の夕方に、「交通法規の遵守及び職員の厳正な服務規律の確保について(通知)」を発出し、交通法規の遵守及び職員の厳正な服務規律の確保に万全を期すよう各部局長等あて通知したところである。(2) (1)の通知後に「別紙(職員による飲酒運転の防止に係る周知)」を活用し、所属長が部内会議等により直接全職員に対して周知を行うよう各部局に依頼したところである。(3) 今後は、沖縄県職員服務規程第38条の2第2項に基づく、所属長からの「職員の交通法規違反について(報告)」の提出を受け、当該職員の懲戒処分の手続を進めていく。

総 人 第 10 号
令和 6 年 4 月 3 日

知 事 公 室 長
各 部 長
会 計 管 理 者
労働委員会事務局長

} 殿

総 務 部 長
(公印省略)

交通法規の遵守及び職員の厳正な服務規律の確保について（通知）

職員の交通法規の遵守及び服務規律の確保については、かねてから注意を喚起しているところですが、酒席の場が増える年度始めの時期において一層の配慮が必要です。

言うまでもなく、県職員は、県民全体の奉仕者として公共の利益のために職務に従事するものであり、その職務を適切に遂行していくためには、何よりも職員に対する県民の信用、信頼が必要不可欠です。

この公務に対する信用、信頼は、職員に対する評価や公務員に対する県民感情と切り離して考えることができないものであり、直接職務とは関係のない職員の個人的な行為であっても、職員全体に対する信用を失墜させ、公務に著しい悪影響を与える恐れがあることを強く認識する必要があります。

貴職におかれましては、日頃から管下職員の管理監督、指導に鋭意努力されていることと思いますが、下記事項に留意の上、公務はもとより公務外においても、県民の不信や疑惑を招くような行為は厳に慎み、服務規律の確保に万全を期すよう、別紙「職員による飲酒運転の防止に係る周知」を活用し、管下職員への周知を徹底していただくようお願いいたします。

記

- 1 職員は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもつこと。
- 2 ひとたび人身事故となった場合には、被害者及びその家族への賠償責任はもとより、場合によっては自分自身の職を失う結果となる可能性があることなど、その結果責任を十分に認識して、常に交通法規の遵守及び安全運転に努めること。
- 3 その他、日常生活を含め、県職員としてその職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為を行わないこと。

職員による飲酒運転の防止に係る周知

(読み上げ文)

1 飲酒運転は重大な犯罪です。

- ・ 最高で懲役20年、飲酒運転の恐れがある者に車やお酒を提供した者も、最高で懲役5年～3年です。
- ・ 一緒に飲んでいた同僚や勤務先にも賠償金の支払いを命じた裁判例があります。

2 飲酒運転は懲戒処分の対象です。

飲酒運転での人身事故は、懲戒免職です。

3 飲んだ翌日の運転は特に注意しましょう。

- ・ 飲酒運転の2割は、朝6時から朝10時までの間に検挙されています。
- ・ 一晩寝ても、アルコールが抜けきるとは限りません。

あなたのちょっとした気の緩みが、被害者とその家族はもとより、あなた自身やあなたの家族の一生も台無しにし、職場の同僚や上司、県と県職員全体に迷惑をかけ、県民の信頼を大きく損ねることになります。

飲酒運転は、絶対にやめましょう！

職員同士で声をかけ合いながら、飲酒運転を徹底的に防止していきましょう。

【参考】 ・交通安全運動（各四半期毎に10日間程度実施）
・飲酒運転根絶の日（毎月1日 飲酒運転根絶条例第14条）

沖縄県職員の職務行動規範

一、私たちは、法令を遵守し、全体の奉仕者として、公平・公正に職務を執行します。

一、私たちは、県民から託された税金の重みを深く認識し、法令に則した適正な手続に基づき、財務に関する事務を執行します。

一、私たちは、県民に対し迅速かつ適確に情報開示を行い、説明責任を果たします。

一、私たちは、法令に基づき個人情報適切に管理し、県民の権利利益を保護します。

私たちは、この行動規範に基づいて職務を執行することが、県民の利益だけでなく、自分自身をも守るためのものであることを認識し、この行動規範を遵守することを誓います。



(参考資料)

○沖縄県飲酒運転根絶条例

平成21年9月29日条例第38号

(公職にある者の率先垂範)

第4条 公職にある者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する沖縄県職員をいう。）は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとする。

○懲戒処分の指針

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転をした職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職とする。

ウ 酒酔い運転又は酒気帯び運転を教唆した職員は、免職とする。

エ 酒酔い運転又は酒気帯び運転を幫助した職員は、停職とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。

この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

無免許運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

プレスリリース資料

令和6年4月3日

報道機関各位

沖縄県総務部長

県職員の酒気帯び運転について

1 概要

職員所属等 総務部職員（50代 女性）

発生日 令和6年4月3日（水）午前6時頃

場所 宜野湾市

内容

当該職員は前日の2日夜自宅で飲酒。翌日の3日朝、出勤途中で検問により、酒気帯び運転で検挙された。

2 不祥事に関する総務部長のコメント

別紙のとおり

問い合わせ先

総務部税務課

電話：098-866-2101

担当：諸見里

総務部長コメント

令和6年4月3日（水）午前6時頃、本県総務部職員が検問中の警察により酒気帯び運転で検挙されるという不祥事がありました。

県民の模範となるべき県職員が、このような不祥事を起こしたことで公務員に対する不信と疑念を抱かせるに至ったことは誠に残念であり、県民の皆様に深くお詫び申し上げます。

現在、本件の詳細について事実関係の確認中ではありますが、県としましては、その内容が明らかになり次第、関係法令等に照らして厳正に対処してまいります。

職員の綱紀粛正及び服務規律の確保、とりわけ飲酒運転の根絶につきましては、これまで機会あるごとに周知し、その徹底を図ってきたところでありますが、今一度、管理職から職員へ直接注意喚起を行うなど法令遵守を徹底させ、今後、二度とこのような不祥事が起こることのないよう万全を期し、県職員に対する信頼の回復に努めて参ります。

令和6年4月3日

沖縄県総務部長 宮 城 嗣 吉

(交通法規違反の報告)

第38条の2 職員は、重大な交通法規違反をしたときは、直ちにその内容を所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 所属長は、前項の報告があったときは、直ちに人事課長にその内容を報告しなければならない。

報告事項等

所管部局：保健医療介護部

件名	小林製薬「紅麹関連製品」の回収命令対応について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <p>① 令和6年3月27日（水）、大阪市が小林製薬に対して3つの商品の回収命令を実施。（紅麹コレステヘルプ、ナイシヘルプ＋コレステロール、ナットウキナーゼさらさら粒 GOLD）</p> <p>② 上記製品からは腎臓に毒性のあるカビ毒（シトリニン）は検出されていないものの、別のカビ毒（プベルル酸）が検出されている。（プベルル酸の人に対する毒性については不明。）</p> <p>【課題】</p> <p>① 原因物質は不明。</p> <p>【県の対応等】</p> <p>① 回収命令品については、一次代理店に対して流通量、販売先及び回収量などの調査を実施。</p> <p>② 回収命令品が販売されていた小売店舗に、当該品の撤去状況、販売数等を確認中。店頭からの撤去については3月29日（金）中に確認済み。（3月29日に大阪市から調査依頼があり、各保健所にて対応。）</p> <p>③ 別紙のとおり、県ホームページに掲載し、当該回収命令品を利用したことがある人について、注意を促す。</p>